

【中国】太湖流域管理条例の制定

海外立法情報調査室・宮尾 恵美

* 太湖流域管理条例が、2011年8月27日に国务院第169回常务会议で採択され、9月7日の公布を経て11月1日に施行される。経済発展に伴い、汚染が進行する太湖流域の環境の改善を目的として、生産活動の制限、汚染物質の総排出量規制等各種の措置を定める。

太湖流域管理条例制定の背景

太湖は、上海市の西約100km、江蘇省と浙江省の境に位置する面積2,338km²、平均水深1.89mの風光明媚な淡水湖である。江蘇省、浙江省及び上海市（以下「2省1市」）にわたって太湖に流出入する河川は228、面積0.5km²以上の湖は189あり、それらの流域（以下「流域」）の総面積は36,895km²、年平均総水資源量は177.4億m³になる。

1990年代以降、経済成長の著しい長江デルタ経済圏の水資源である太湖は、工業廃水、生活排水等による水質の悪化が進行し、特に、2007年5月にはアオコが大発生し、無錫市では一時飲用水の供給が停止するに至った。こうした事態に対し、国务院は2008年5月に流域の水環境保全計画を決定し、また、水資源の保護を推進するための条例を早期に制定するよう指示した。水利部は、1999年の大洪水を受けて流域の水資源管理を目的とする条例案の作成を2002年に開始していたが、2008年6月からは環境保護部と共同で草案の作成作業を進めることとなった。2010年にはパブリックコメントの募集が行われ、2011年に太湖流域管理条例（以下「条例」）が制定された。

条例の概要

条例は、全9章70か条から成る。第1章総則、第2章飲用水の安全、第3章水資源保護、第4章水質汚染の防止及び処置、第5章洪水及び干ばつの防止並びに水域及び沿岸の保護、第6章保障措置、第7章監視及び監督、第8章法的責任、第9章附則で構成される。次に第1章～第5章を中心にその主な内容を紹介する。

・ 条例制定の目的等

流域の水資源の保護及び汚染の防止を強化し、洪水及び干ばつの防止、生活、生産等の用水の安全を保障し、並びに流域の生態環境を改善することを目的とする（第1条）。この条例で、流域とは、2省1市の長江以南、錢塘江以北、天目山と茅山流域の分水嶺以東の地域をいう（第2条）。流域管理と各行政区域管理とを結合させた管理体制が採られ（第4条）、水利部が設置した流域管理機構が流域の監督管理業務を、県級以上の地方人民政府の関係部門が当該行政区域内の関係業務を行う（第5条）。

・ 飲用水の安全

流域の県級以上の地方人民政府は、飲用水の水源地、水源保護区を画定し、飲用水の供給及び水質の安全を保障しなければならない（第7条）。流域の飲用水の水源地保護

区域内では、汚染物質の排出口、有害物質の貯蔵庫及び廃棄物置き場の設置を禁止し、既存設備は当該地の県級人民政府が撤去、閉鎖を命ずる（第 8 条）。県級人民政府は水源保護区の巡回監視制度を構築し、水質・水量自動観測設備を設置する（第 9 条）。流域の県級以上の地方人民政府は、緊急時用の水源、行政区域間の共同給水事業を計画し、少なくとも 7 日間の給水能力を備えなければならない（第 10 条）。また、事故に備えた応急対策計画を策定し（第 11 条）、事故発生時には、住民の飲用水を優先的に保障しなければならない（第 14 条）。

・水資源の保護

流域の水資源は、住民の生活用水を第一に、生産、生態のための用水、水上運輸等も考慮して水位の維持、水の循環促進等の管理を行う（第 15 条）。流域管理機構は 2 省 1 市の人民政府の水行政主管部門と共同で水資源管理計画を策定すること（第 16 条）、流域の取水総量規制制度の構築及び年度取水計画の策定（第 18 条）、流域の機能区画の立案（第 19 条）等が定められた。また、県級以上の地方人民政府は、水利用の効率を高め、海水、雨水等の利用を奨励し、取水を必要とする新規事業等は、節水措置を明確にし、節水施設を併設しなければならない（第 23 条）とされた。

・水質汚染の防止及び処置

流域では、水質汚染物質の総排出量規制を実施し、2 省 1 市の人民政府の環境保護主管部門は汚染物質総排出量削減管理計画を策定し、流域の各市・県人民政府は関係企業・団体にその計画を実施させなければならない（第 25 条）。国の産業政策及び水環境総合整備の条件に適合しない製紙、冶金、醸造等汚染物質を排出する新規事業の禁止、排出目標を達成できない既設事業の停止（第 28 条）、一定地域内での医薬品等の生産禁止、水上レストラン、ゴルフ場等の建設の禁止（第 29 条、第 30 条）、農業、水産業、牧畜・養殖業に対する規制（第 31 条～第 33 条）を定める。また、県級以上の地方人民政府は、公共污水管網、污水集中処理施設の建設計画を策定し、条例の施行日から 5 年以内に、重点都市の生活污水はすべて公共污水管網に取り込み集中処理施設で処理しなければならない（第 34 条）。新規の集中処理施設は基準に適合した窒素やリンの除去能力を有すること、基準以下の既設施設は条例施行日から 1 年以内に改良すること（第 35 条）のほか、有害藻類の除去（第 37 条）についても定める。

・洪水及び干ばつの防止対策

流域の洪水及び干ばつ防止の具体的な業務は流域管理機構が担当し（第 38 条）、2 省 1 市の人民政府と共同で洪水管理計画（第 39 条）、沿岸利用管理計画（第 42 条）を策定する。また、水域面積の縮小をもたらす事業等は制限される（第 43 条）。

参考文献(インターネット情報は 2011 年 10 月 24 日現在である。)

・「太湖流域水环境综合治理总体方案」国家发展和改革委员会

<<http://www.sdpc.gov.cn/zjgx/P020080611378720026826.pdf>>

・「太湖流域管理条例」国务院法制办公室

<<http://www.chinalaw.gov.cn/article/xwzx/fzxw/201109/20110900349292.shtml>>